

水垂運動公園（仮称）整備に係る擁壁等基礎調査業務委託仕様書

第1章 業務概要等

1 業務名称

水垂運動公園（仮称）整備に係る擁壁等基礎調査業務（以下「本業務」という。）
委託

2 目的

水垂埋立地における水垂運動公園（仮称）（以下「本公園」という。）を整備するに当たっては既設遮水工に影響しない基礎構造とする必要がある。本業務は、今後の整備計画に必要な基礎資料を得るため、これまでの検討業務で得られたモデルプラン案等を踏まえたうえで本公園周囲にある擁壁や本公園内の地盤を調査し、既設遮水工に影響しない基礎構造の検証を行うために実施するものである。

3 施設概要

水垂埋立地のうち約16haが、本公園の整備を検討している対象地である。平成19年度に基本計画を策定し、同20年度から同21年度にわたり基本設計等を行ったが、周辺道路の状況や近年のスポーツを取り巻く動向の変化を踏まえ、同27年度に基本計画（整備内容や事業スケジュール等）を見直した。その後、本市負担の軽減を図るために、平成29年度からPFI等の民間事業者による整備・運営を検討しているところである。

4 履行期間

契約の日から令和5年3月31日（金）まで

第2章 業務内容

1 既設擁壁の調査

本公園に関する既往資料（検討資料、設計図書等）を確認し、今後の整備設計において必要となる設計諸元等を整理する。

2 モデルプラン案等を踏まえた地盤調査の条件検討

これまでの検討業務で得られたモデルプラン案、既往資料（柱状図、液状化に関する調査資料等）等から確認できる水垂処分場の廃棄物特性を踏まえ、今後の整備設計に必要な地盤状況を把握し、基礎構造を検証できるような調査条件を検討する。

3 調査、試験、検証等

2で検討した条件を基に調査、試験等を実施し、整備設計する際の参考となるよう結果を整理する。また、これまでの検討業務で得られたモデルプラン案のほか、

一般的な管理施設設計時に既設遮水工に影響しない基礎構造のあり方等について検証する。具体的には、今後の施設設計の参考となるよう、一般的な施設（防球ネット（高さの異なる2種（例：12m、25m））、クラブハウス等）の基礎構造を例に構造計算を行い、その評価を行うこと。

4 打合せ協議等

業務着手時、中間打合せ及び成果品納品時の計3回について打合せ協議を開催する。また、本市の求めに応じて、各業務の検討状況、進捗状況等について説明し、及び報告すること。

5 報告書の作成

提案内容、本業務における成果（1～4）、各種資料（検討、検証、計算、評価等に用いた参考資料や根拠資料など）等を整理し、経過が分かるように取りまとめた業務報告書を作成する。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは受託者が業務の実施のために本市との打合せを開始することをいう。
- (2) 業務着手時の打合せにおいて以下の事項について協議し、あらかじめ本市の承諾を得たうえで業務を実施すること。
 - ア 「第2章 1 既設擁壁の調査」に記載されている「今後の整備設計において必要となる設計諸元等」
 - イ 「第2章 2 モデルプラン案等を踏まえた地盤調査の条件検討」に記載されている「今後の整備設計に必要となる地盤状況」及び「基礎構造を検証できるような調査条件」
 - ウ 業務計画書（業務工程表及び業務報告書の項目案を含む。）の記載内容

2 業務条件

受託者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は本市と常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。また、その内容については、その都度管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、本市に提出する。
- (2) 関係機関等と協議した結果については、その都度、速やかに打合せ記録簿を作成し、本市に提出する。
- (3) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の資料その他の関係図書（本市の指示した文書を含む。）に従い、この契約を履行するものとする。

- ・ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）
- ・ 災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）
- ・ 最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成 17 年 6 月 環境省）
- ・ 環境配慮報告書（「水垂地区における基盤整備のための構想」を推進する運動公園の整備基本計画）（平成 20 年 3 月 京都市総合企画局）
- ・ 京都市雨水流出抑制対策実施要綱（平成 26 年 4 月 京都市）
- ・ 重要開発調整池に関する技術的基準（平成 29 年 7 月 京都府）
- ・ 土木設計業務等委託必携（令和 3 年 4 月 京都市）

4 提出書類

受託者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出すること。

- (1) 契約締結後
 - ア 業務計画書（業務工程表及び業務報告書の項目案を含む。）
 - イ その他本市が指示するもの
- (2) 完了時
 - ア 完了届
 - イ 成果品及び納入届
 - ウ 請求書
 - エ その他本市が指示するもの

5 貸与品

- (1) 本市は、委託契約後、委託業務の遂行に当たり本市が必要と認める資料がある場合は、受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を本市に返還しなければならない。

なお、本市から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。
- (3) 受託者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

6 成果品

- (1) 成果品は、次のとおりとする。
 - ア 業務報告書（簡易製本） 1 部
 - イ 電子成果品（CD-R等の電子媒体） 1 部
 - ウ その他本市が指示するもの

※ 電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領【業務編】（平成26年4月）」に基づき、作成された電子データをいう。また、成果品を提出する際は電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- (2) 成果品の著作権は、本市に無償で譲渡する。
- (3) 業務完了後15年間は受託者において成果品の写しを保存する。ただし、本市が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は、本市が指示した場合は、履行期間中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。ただし、事業の進捗状況等により部分引渡しが著しく困難と認められる場合は、この限りでない。

7 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、受託者から完了通知書が提出された後に本市が決定する。
- (2) 受託者は、検査日時までに、成果品その他検査に必要な資料をあらかじめ準備し、本市に提出しておかなければならない。
- (3) 本市は、受託者立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務履行状況の検査（打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。
なお、修補の期限及び修補完了の検査については、本市の指示に従うこと。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市受託者両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。